



移動式クレーン運転士安全衛生教育のご案内

お客様各位

広島労働局長登録教習機関
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
広島事務所

近年、技術革新の急速な発展に伴い、新たな型の労働災害が発生しています。移動式クレーン等を用いた作業につきましては、死亡・重大災害等重篤な災害に繋がる危険性が極めて高いことから、運転業務に従事するオペレーターには、労働災害防止としての運転操作の技能・判断に負うところが大きいものです。

厚生労働省では、『危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針』（労働安全衛生法第60条の2第2項）に基づき、移動式クレーン運転士免許等所持者を対象に、労働災害防止のための知識を付与することにより当該事業の安全衛生水準の向上を目指しています。

つきましては、本教育を団体単位で実施いたしますので、下記の通りご案内申し上げます。

記

1. 受講対象者および科目内容等

受講対象者	移動式クレーン運転士免許又は小型移動式クレーン技能講習修了者を対象とした安全教育です。 ① 資格取得後、概ね5年経過した方 ② 資格取得後、3年以上業務から離れていた方 ③ 本安全教育(他の教習機関実施も含む)を受講済みの方で、修了証の有効期間が満了する方等						
科目内容等	<table><tr><td>・ 最近の移動式クレーンと安全装置</td><td>2 時間</td></tr><tr><td>・ 移動式クレーンの取扱いと保守管理</td><td>2. 5時間</td></tr><tr><td>・ 災害事例及び関係法令</td><td>1. 5時間</td></tr></table>	・ 最近の移動式クレーンと安全装置	2 時間	・ 移動式クレーンの取扱いと保守管理	2. 5時間	・ 災害事例及び関係法令	1. 5時間
・ 最近の移動式クレーンと安全装置	2 時間						
・ 移動式クレーンの取扱いと保守管理	2. 5時間						
・ 災害事例及び関係法令	1. 5時間						

2. 受講人数 30名以上

3. 受講料

1人 11,015円 (消費税込 テキスト2, 215円を含む)

4. 申込方法

(1)	①先に電話でお問合せ頂き、日程調整等打合せさせていただきます。 ②申込書に必要事項を記入の上、 写真1枚 (縦3.0センチ×横2.4センチ、6ヶ月以内に撮影、三分身正面脱帽、裏に記名)を貼付し(全体をのり付けしない)、郵送か窓口でお申込みください。 送付先 〒732-0819 広島市南区段原山崎 3-2-25 段原ヤカビル201 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 広島事務所 Tel 082-510-0015 FAX 082-510-0016	※窓口受付の場合は、事前にご連絡ください。
(2)	講習を修了された方に修了証をお渡しいたします。	

6. その他

募集人数に満たない場合は、講習を中止又は延期させて頂く場合がございます。